

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 6 月 22 日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所	山口県萩市大字細工町44番地
氏 名	田 中 建 設 株 式 会 社
	代表取締役 田中慎太郎
電話番号	0838-22-1394
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	田中建設株式会社
事業場の所在地	山口県萩市大字細工町44
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	49億
③ 従業員数	97名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1とおりの	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用抑制に努める。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 品目ごとの分別に留意している。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も同様に分別を実施する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1とおりの	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1とおりの	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1とおりの	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 7 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1とおりの	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 再生利用が可能な廃棄物は、再生利用業者へ委託する。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1とおりの	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き再生利用可能な廃棄物は再生利用業者へ委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



○産業廃棄物の一連の処理の工程

・解体工事

ガレキ類（アスファルト・コンクリート塊）→再生処理業者へ委託し再生建設資材として再資源化

ガレキ類（その他）→処理業者へ委託し中間処理・最終処分

ガラス・陶磁器くず。廃石膏・木くず・廃プラスチック・金属くず

→処理業者へ委託し中間処理後再生処理業者に委託又は最終処分

・建設工事

ガレキ類（アスファルト・コンクリート塊）→再生処理業者へ委託し再生建設資材として再資源化

ガレキ類（その他）→処理業者へ委託し中間処理・最終処分

ガラス・陶磁器くず。廃石膏・木くず・廃プラスチック・金属くず

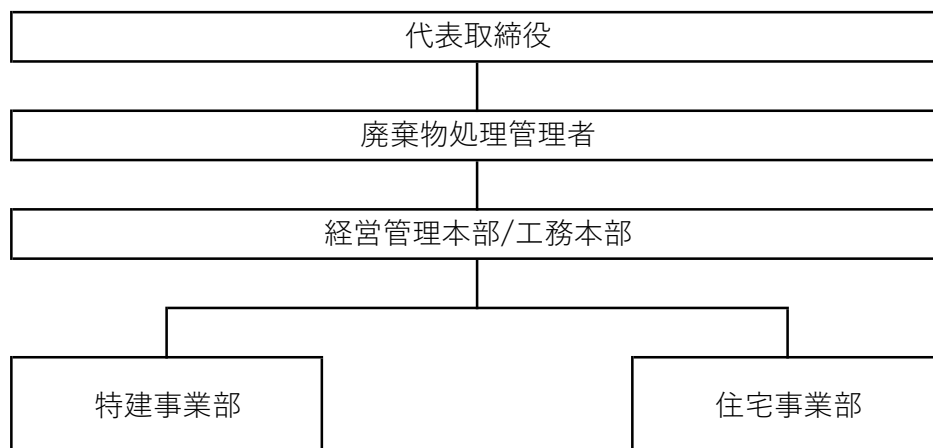
→処理業者へ委託し中間処理後再生処理業者に委託又は最終処分

汚泥・廃アルカリ→処理業者へ委託し中間処理後再生処理業者に委託

○廃棄物処理に関する管理体制

責任者		経営管理本部 総務部長
廃棄物担当		特建事業部、住宅事業部
役割	廃棄物処理 管理者	廃棄物処理に関する各種事項の検討、決定、承認 廃棄物処理方針の策定及び改廃
	経営管理本部 工務本部	廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 廃棄物処理計画の作成 監督官庁への各種報告
	特建事業部 住宅事業部	社員、関連会社に対する教育、啓発 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 委託契約の締結 産業廃棄物管理票の交付・管理 その他関係する事項

○廃棄物管理組織図



多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名 称	田中建設株式会社	所在地(市町名)	茨市	事業の種類	総合建設業
-------------	----------	----------	----	-------	-------

区分	種 類	(単位：トン)																			
		排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥																				
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	1,887	1,800									1,887	1,800	1	1	1,018	1,010				
	紙くず	142	140									142	140	1	1	142	140				
	木くず	288	300									288	300	2	2	288	298				
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
	動物系固形不燃物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	8	5									8	5	0	0	8	5				
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	606	600									606	600	62	60	0	0				
	鋳さい																				
	がれき類	1,871	1,500									1,871	1,500	48	45	1,819	1,455				
物	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
計 (A)		4,802	4,345	0	0	0	0	0	0	0	0	4,802	4,345	113	109	3,275	2,908	0	0	0	0